# IV 関係法令等・案内図・明細図

## ◆ 関係法令等

法 令 等	内 容	問合せ先	
航 空 法 (昭和27年法律第231号)	建造物その他物件の設置については、東京国際空港(羽田空港)に係る航空法上のいわゆる高度の制限があるため注意が必要です。	国 土 交 通 省 東京空港事務所 電話03(5757)3000	
消 防 法 (昭和23年法律第186号) 東京都火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)	規制基準等に適合するよう施設 の設置等を行うことが必要です。	東京消防庁深川消防署有明分署電話03(3529)0119	
東京都福祉のまちづくり条例 (平成7年東京都条例第33号) 東京都福祉のまちづくり 条例施設整備マニュアル	条例の対象となる施設は建築物の着工前に届出が必要です。	東京都福祉保健局 生活福祉部 計画当 電話03(5320)4047  江東区都市整備選 まちづくり担当 電話03(3647)9719	
東京都景観条例 (平成18年東京都条例第136号) 江東区都市景観条例 (平成20年江東区条例第34号)	一定規模以上の建築物の建築等 については、建築確認等の前に届 出が必要です。	東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観 課街並み景観担当電話03(5388)3265 江東区都市整備部都市計画課都市計画担当(景観)電話03(3647)9183	
東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号) 臨海副都心広告協定(平成7年)	屋外広告物の設置については、 東京都屋外広告物条例に基づく手 続が必要です。 また、臨海副都心では広告協定 を定めており、事業者は協定へ加 入し、協定を遵守する必要があり ます。	(東京都屋外広告物条例)  江 東 区 土 木 部 管 理 課 管 理 係 電話03(3647)9627  (広告協定) 一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会事務局電話03(5530)3011	

法 令 等	内 容	問合せ先		
東京における自然の保護と 回復に関する条例 (平成12年東京都条例第216号) 緑化計画の手引き (東京都環境局マニュアル) 江東区みどりの条例 (平成11年江東区条例第36号)	敷地面積の一定割合以上を緑化 することが必要です。	東京都環境局 自然環境部 環境課指導担当 電話03(5388)3455 工東区土木部 管理維係 1 G推進係 電話03(3647)2079		
都民の健康と安全を確保 する環境に関する条例 (平成12年東京都条例第215号)	一定規模以上の建築物の建築 等については、環境への負荷の 低減の取組及び公害対策等が必 要となります。	東球境 都 環ル く 担 3 (5 3 8 8) 3 5 3 6 東環 が 類 集		
東京都駐車場条例(昭和33年東京都条例第77号)	地域・地区、用途、規模に応じて、条例に基づく駐車施設の附置が必要です。	(延べ面積一万㎡超の場合) 東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課規制担当 電話03(5388)3384 (延べ面積一万㎡以下の場合) 江東区都市整備部 建築課建築係 電話03(3647)9743		
江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 (昭和60年江東区条例第28号)	一定の用途規模の施設は、駐輪 場の設置が必要です。	江 東 区 土 木 部 交 通 対 策 課 自 転 車 対 策 係 電話03(3647)4789		

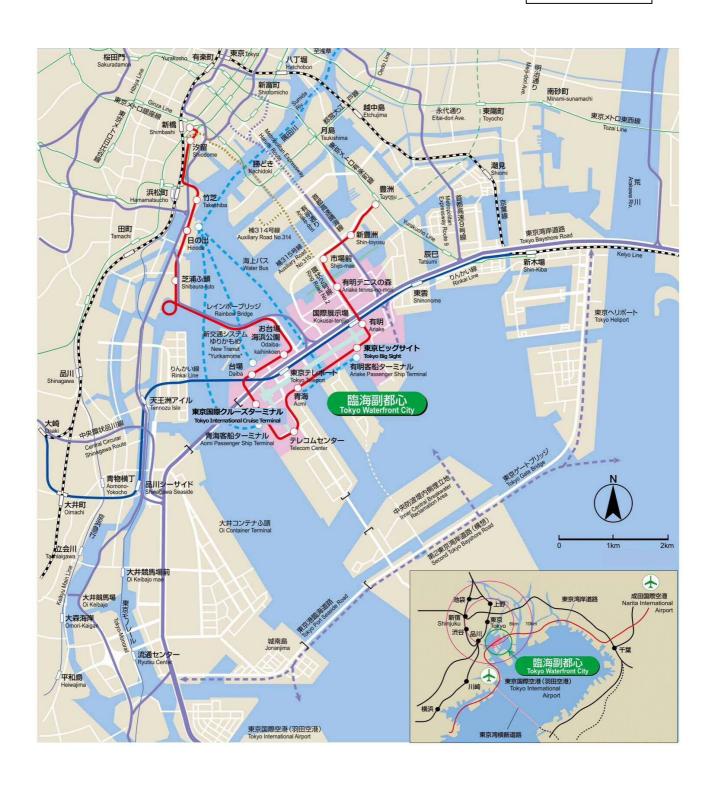
法 令 等	内 容	問合せ先
歩道等乗入れ施設の設置及び防護柵の一部撤去に関する基準	歩道の切下げ位置及び幅員等について、東京都福祉のまちづくり 条例及び同条例施設整備マニュアルに基づく規制があります。 なお、歩道の切下げ申請に当たっては、あらかじめ道路管理者及び交通管理者と協議を行った上で、道路管理者に対し「道路歩道切下げ申請」を行う必要があります。	(道路管理者) 東京都港湾局 東京港管理事務所 港湾道路管理課監察占用担当 電話03(5463)0224 (交通管理者) 警視庁 東京湾岸警察署交通課 電話03(3570)0110
東京都帰宅困難者対策条例 (平成24年東京都条例第17号)	従業員の一斉帰宅の抑制、連絡 手段の確保などの事前準備等を行 う必要があります。	東京都総務局総合防災部防災管理課 電話03(5388)2529

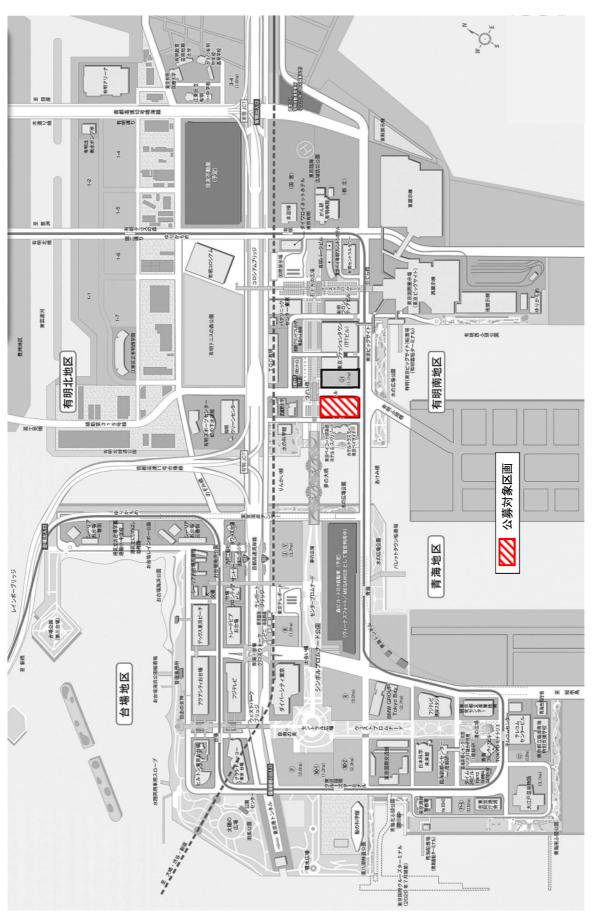
- ※ 公募受付時には、受付時に施行されている法令、条例、行政計画及び指針等に適合しているようにしてください。都市計画審議会、認定、許可及び確認申請等の手続において、関係 法令等の施行期日をそれぞれの関係機関に確認してください。
- ※ 本公募要項に記載のないものでも法律及び条例等に留意し、その定めに従ってください。 国、都及び江東区等から指導があったときも同様とします。

また、建築計画を実現するために必要な許認可等の取得及び公租公課の内容確認については、事業者の責任において行ってください。

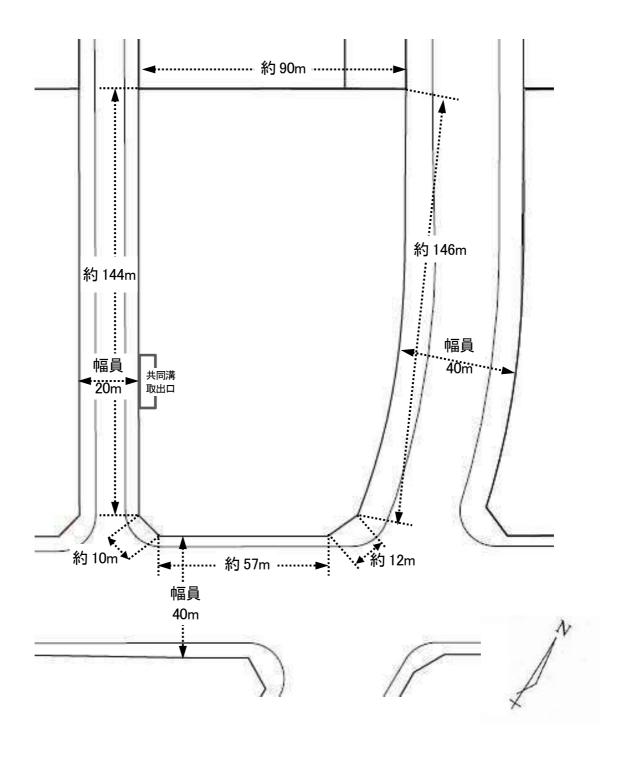
#### ◆公募対象区画の現況

事 項		内 容		
所在(地番)		東京都江東区有明三丁目1番9		
公	簿面積	12, 920.05 m <sup>2</sup>		
地	目	宅地		
	用途地域	準工業地域		
	指定建ぺい率	6 0 %		
	指定容積率	300% ※ 容積率の最高限度は、地区整備計画で別途定めます (300%が上限)		
都	防火指定	防火地域		
市計	建物高さ制限	A. P. +110m程度以下 ※ 建築物等の高さの最高限度は、地区整備計画で別途定めます		
画	地区計画	臨海副都心有明南地区地区計画区域内		
等 	地区整備計画	未策定		
	土地利用計画	業・商複合用地 (「臨海副都心まちづくり推進計画」、「臨海副都心まちづくりガイドライン」により規定)		
	その他	本件地において建築を行う際の条件については、「臨海副都心まちづくり推進計画」、「臨海副都心まちづくりガイドライン」のほか、8ページから11ページの記載も御確認ください。		
都市基盤施設	接道状況等	西側:港湾局所管道路 (幅員20m、建築基準法第42条第1項第5号道路) 東側及び南側:港湾局所管道路 (幅員40m、建築基準法第42条第1項第5号道路) (北側:都有地(公園))		
	共同溝	進出事業者は共同溝の利用義務あり(10ページ) 接続箇所等については、60~61ページの図面参照		
	雨水管・汚水管	区画の前面道路に雨水管及び汚水管が整備		
その他	アクセス	臨海高速鉄道りんかい線 国際展示場駅 約800m 新交通ゆりかもめ 東京ビッグサイト駅 約450m		
	地盤条件	<ul> <li>・地盤高はA. P. +6. 2m~+6. 5m程度(南側道路沿い)</li> <li>・N値50以上の砂礫層は、A. P35m以深(近隣地の値)</li> <li>※ 地盤条件等はあくまで目安としてください。</li> <li>詳細については、事業者の負担で実施してください。</li> </ul>		





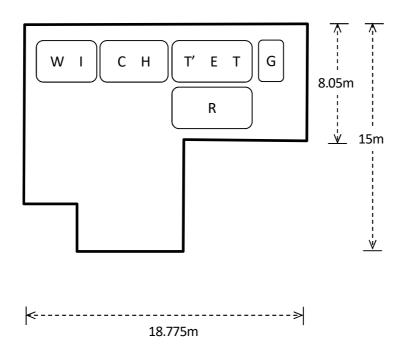
## 有明南H区画



共同溝断面略図

## 有明南H区画

(地表面)



#### <凡例>

W:上水道管 T:通信ケーブル C、H:地域冷暖房管

I: 中水道管 T': 情報ケーブル R: ごみ輸送管

E: 電気ケーブル G: ガス導管